

令和 7 年 6 月 30 日現在

機関番号：37502

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2024

課題番号：20K01050

研究課題名（和文）古代ローマのアリメンタ制度（子弟養育制度）に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Alimenta System (Child Support System) in Ancient Rome

研究代表者

飯坂 晃治 (Iisaka, Koji)

別府大学・文学部・教授

研究者番号：30455604

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ローマ帝国におけるアリメンタ制度（子弟養育制度）の皇帝権力側の目的として、それが寛大で慈悲深い市民の「父」という皇帝の自己アピールであったことを確認するとともに、そのようなイメージの発信が街道を基軸とした統治システムを前提としたものであったことを示した。また、アリメンタ制度を実施する都市の側の目的にも着目する必要があることを指摘し、その目的のひとつとして皇帝権力との関係強化が挙げられることを確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、アリメンタ制度（子弟養育制度）に視点を定め、ローマ帝国における皇帝権力と都市の関係について考察することで、ローマ帝国の支配の特質や統治構造の特徴の一端を明らかにした。また、現代の福祉制度とも比較される同制度の実施方法や目的について分析することで、地方エリートを担い手としたローマ帝国の都市社会の特質の把握にも貢献した。

研究成果の概要（英文）：This study demonstrates that the alimenta system (a child-rearing support program) in the Roman Empire served, from the perspective of imperial power, as a means for the emperor to present himself as a munificent and benevolent "father" to the citizens. It further shows that the dissemination of such an image was predicated on a governance system centered around the imperial road network. Additionally, the study highlights the necessity of considering the objectives of the municipalities that implemented the alimenta, confirming that one such objective was to strengthen their relationship with imperial power.

研究分野：西洋古代史

キーワード：古代ローマ イタリア 都市 官僚制 救貧制度 ラテン碑文

1. 研究開始当初の背景

本研究は、古代ローマのアリメンタ制度(子弟養育制度)に焦点をあて、ローマ帝国における皇帝権力と地方都市の関係について考察することを課題とする。アリメンタ制度とは、皇帝や地方エリートなどの富裕者が地方都市において基金を設定して土地所有者に資金を貸与し、そこから得られる利子収入で少年・少女に義捐金を給付する養育制度である。

近年、後284年以降のローマの後期帝政が経済・社会に対する国家的統制を特徴とする「強制国家」であったという伝統的な史観が厳しい批判を受けている。その結果、後期帝政を専制君主政とする従来の見方は大きく修正されるにいたった。

しかしながら、その一方で、前27年から後284年にいたるまでの前期帝政の自由放任主義的な性格を見直す研究は進展していない。むしろ、前期帝政の官僚機構が小規模であったことを再確認し、統治行政の実務が都市の自治に委ねられていたという、従来の見方を強調する研究も出されている。こうした研究状況に鑑みるならば、前期帝政の皇帝権力による帝国統治を「小さな政府」とは異なる観点から再検討する作業が必要であるように思われる。

そこで本研究は、現代の福祉制度とも比較されることのあるアリメンタ制度の分析をつうじて、帝政前期の皇帝権力がイタリア都市に対してどのような影響力を及ぼしたのかについて考察することを課題としたい。

2. 研究の目的

古代ローマのアリメンタ制度に関する近年の研究は、同制度を皇帝のイデオロギーの発露とする傾向が強い。1989年のC. Bossuの研究は、アリメンタ制度を人口増加策ないし農業支援策と解してきた従来説の問題点を指摘し、結局アリメンタ制度は実利をもたらさうるものではないと指摘した。これをうけ、1990年のG. Woolfの研究は、アリメンタ制度の受給者は貧困家庭の子弟ではないという点と、皇帝はアリメンタ制度で自身の「寛大さ」を誇示したのだという点を指摘した。そして、その後のアリメンタ研究は、Woolfの提示した2つ目の論点を検証するかたちで進められることとなる。2002年のW. Jongmanおよび2008年のG. Seelentagの研究は、とりわけトラヤヌス帝がアリメンタ制度をつうじて「市民の『父』」というイメージをアピールしたことを強調した。

これに対し、イデオロギーとは異なった角度からアリメンタ制度を分析した研究も発表されている。まずアリメンタ制度から給付を受けた市民に関しては、1998年にL. WierschowskiがWoolfに対する反論を試みており、アリメンタ制度の受給者は経済的弱者であったと論じた。他方、2014年のA. Roncagliaの研究はふたたびアリメンタ基金から貸与を受けた土地所有者に注目し、アリメンタ制度は都市エリートのためのものであったと論じた。

本研究は、アリメンタ制度に関する近年のこのような研究動向を背景として、同制度の政治的・社会的背景や目的を再考しようとするものである。

3. 研究の方法

本研究は、おもにラテン語碑文を分析対象とする。とりわけ重要なのは、北イタリアのウェレイア出土の碑文(CIL, XI, 1147 = ILS, 6675)と南イタリアのリグレス・パエピアニ出土の碑文(CIL, IX, 1455 = ILS, 6509)である。これらは、アリメンタ基金から貸付を受けた土地所有者の名前と土地の評価額などを記しており、アリメンタ制度に参加した市民の社会層などに関する重要な情報を提供する。また、これらのほかに、アリメンタ制度の管理にあたったアリメンタ長官(*praefectus alimentorum*)やアリメンタ担当プロクラトル(*procurator alimentorum*)などの帝国官僚や、都市レベルでの実務にあたったアリメンタ担当クアエストル(*quaestor alimentorum*)などに関するラテン語碑文もあり、これらも本研究にとって重要な史料となる。

4. 研究成果

アリメンタ制度に関するかつての研究は、同制度を人口増加策(とりわけ将来にローマ軍団の兵士となる男児の育成)や、低利の融資をつうじた農業支援策と理解してきた。こうした旧来的な学説は、近年でもこれを支持する研究者はいるものの、近年の研究では否定される傾向にある。

近年の研究は、アリメンタ制度に関して次のような理解を示している。まず受給者の問題に関しては、アリメンタ制度の支援を受けた子供たちが市民権保持者であったことがあらためて強

調され、アリメンタ制度を福祉制度ないし慈善事業とする見方に対して留保が示されている。他方、アリメンタ制度の目的に関しては、皇帝が寛大で慈悲深い市民の「父」というイメージを発信することにあつたとする見解が提出されている。こうした理解は確かに、アリメンタ制度の皇帝権力側の目的ないし動機をよくとらえているように思われる。

アリメンタ制度のこうした性格を理解するために、本研究は街道に着目した。ローマ帝政前期のイタリアには街道網が張りめぐらされ、街道監督官 (*curator viarum*) が街道の維持管理にあつてた。しかし街道監督官は、そうした本来の任務に加え、様々な行政活動にも従事していた。そのような副次的な活動のなかでも最も重要だったのは、アリメンタ制度の管理であった。アリメンタ制度の運用が街道監督官によって管理された理由として、(少なくとも2世紀前半までは)イタリアで地方行政に関わる帝国官僚が街道監督官のみであったことが挙げられる。街道監督官は、その任務を遂行する際に、土地(公有地および私有地)に関わる業務が多かったと思われるが、アリメンタ制度が土地を担保とした貸付により運営されていたことに鑑みれば、同制度の監督者として適任であつただろう。アリメンタ制度は、ローマ皇帝の出資により子供たちに手当を支給するものであつたが、上述のように、この事業をつうじて皇帝は寛大で慈悲深い市民の「父」という自己アピールをおこなった。したがって、皇帝によるこのようなイメージの発信は、街道を基軸とした統治システムを前提としたものであつたといえよう。ただし、この論点に関しては今後、街道監督官が兼任することの多かつたアリメンタ長官 (*praefectus alimentorum*) や、騎士身分の帝国官僚であるアリメンタ担当プロクラトル (*procurator alimentorum*)、そして、都市においてアリメンタ制度の運用を担つたアリメンタ担当クアエストル (*quaestor alimentorum*) に関して踏み込んだ分析をおこなう必要があるだろう。

ところで、アリメンタ制度は、イタリアの50以上の都市で実施されたことが確認できるが、現存する史料が実施規模をどの程度反映しているかを判断するのは難しいものの、イタリア内のすべての都市でおこなわれたとは考えにくい。その際、アリメンタ制度を実施する都市がどのような基準で選ばれたのかを史料から探ることは難しいが、実施に際しては、都市側からの誘致も重要な契機となつたのではないかと考えられる。このような都市の側のイニシアティブという点を考慮するならば、都市レベルでのアリメンタ制度の目的ないし動機にも着目する必要があるだろう。

この問題を考えるに際し、アリメンタ制度の受給者に関する L. Wierschowski の次のような指摘も重要である。すなわち、ウェレイアではアリメンタ基金から貸与を受けた人物の最小の土地所有は50,000セステルティウスで、この人物はこの土地評価額の8%にあたる4,000セステルティウスを基金から借り入れ、年間200セステルティウスの利子を支払うことになる。もしこの人物に男児がいて、その男児がアリメンタ制度の受給者であつたならば、その男児は毎月16セステルティウス、年間で192セステルティウスを受け取ることとなり、年間に親が支払う利子とほぼ変わらない額になる。ここから Wierschowski は、アリメンタ制度の受給者は経済的弱者であつたとする。この結論の当否については検討の余地があるが、アリメンタ制度が特定の社会層が受益者となるよう巧みに制度設計されていたことは明らかであろう。したがって、同制度を皇帝のイデオロギーの発露とする解釈だけでは不十分であるように思われる。

こうしてみると、アリメンタ制度において、基金から貸与を受ける土地所有者と手当を受ける市民との間に「線引き」がおこなわれているように見え、ここにアリメンタ制度の都市側の目的ないし動機を読み解く鍵が隠されているように思われる。土地所有者に着目するならば、ウェレイアのアリメンタ碑文に挙げられている者たちは、富裕層のなかでも中下位の者たちの数が多い。また、近年の F. Dal Cason や A. Roncaglia の研究は、基金から貸与を受けていた土地所有者が富裕層であつたことから、同制度の目的が都市エリートに関わるものであることを指摘している。

ローマ帝国における皇帝権力と都市の関係に関するこれまでの研究代表者の研究成果をふまえるならば、都市レベルのアリメンタ制度の目的のひとつとして、皇帝権力との関係強化が挙げられるだろう。では、都市はアリメンタ制度をつうじて皇帝権力との関係を緊密にすることで、どのような支援を引き出そうとしたのか、あるいは、当時の都市社会はどのような支援を必要とする状況にあつたのか。今後、アリメンタ制度を研究するにはこうした問題に取り組む必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 飯坂晃治	4. 巻 71
2. 論文標題 書評：Laurens E. Tacoma, Roman Political Culture. Seven Studies of the Senate and City Councils of Italy from the First to the Sixth Century AD. Pp. xi + 320, Oxford, Oxford UP 2020.	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 西洋古典学研究	6. 最初と最後の頁 116-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯坂 晃治	4. 巻 5
2. 論文標題 ローマ帝国における街道と統治行政 街道監督官（curator viarum）によるアリメンタ制度の管理を中心に	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 聖域・街道・地割 V 古代ローマと日本をつなぐ	6. 最初と最後の頁 49-58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Koji IISAKA	4. 巻 5
2. 論文標題 Voies et administration dans l'Empire romain - L'administration du systeme des alimenta par le curator viarum -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Le Sanctuaire, la Voie et le Cadastre V. Comparaison entre le Japon et l'Antiquite romaine	6. 最初と最後の頁 59-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯坂晃治	4. 巻 131-1
2. 論文標題 新刊紹介 松本宣郎編『イタリア史 1 古代・初期中世』（世界歴史大系）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 118-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯坂晃治	4. 巻 263
2. 論文標題 読書案内 ローマ帝国の支配構造	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 歴史と地理 世界史の研究	6. 最初と最後の頁 50-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯坂晃治	4. 巻 62
2. 論文標題 新刊紹介 井上文則著『軍と兵士のローマ帝国』(岩波書店, 2023年)	5. 発行年 2025年
3. 雑誌名 西洋史学論集	6. 最初と最後の頁 98-100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 2件)

1. 発表者名 飯坂晃治
2. 発表標題 ローマ帝国における街道と統治行政 街道監督官 (curator viarum) によるアリメンタ制度の管理を中心に
3. 学会等名 オンライン国際シンポジウム「宇佐とローマをつなぐ 古代の街道の比較研究」(別府大学・モンペリエ第三大学)(国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 飯坂晃治
2. 発表標題 別府大学・モンペリエ第三大学の共同研究における比較史への展望
3. 学会等名 別府大学・モンペリエ第三大学共同研究25周年記念国際シンポジウム「地域総合研究と比較史の可能性 学術交流の新たな展開に向けて」(国際学会)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------